

## 保育料軽減措置依頼書【障がい者世帯及び多子世帯等】

＜本軽減措置の概要＞

平成28年3月以前から障がい者世帯、多子世帯、ひとり親世帯等で、かつ区民税所得割課税額が一定額未満の世帯については、平成28年4月から、平成28年4月以降軽減対象となった世帯は、対象となった月の翌月から保育料を軽減します。

**該当する世帯には、原則として子ども施設入園課で軽減措置の適用を決定するため、この依頼書を提出していただく必要はありません**が、障がい者世帯などは当課で世帯状況を確認できないため、以下の手続きをお願いいたします。

下記の依頼理由に該当する世帯は、本「保育料軽減措置依頼書」の太枠部分をご記入いただき、証明書類を添えて子ども施設入園課へご提出ください。

(提出先)足立区子ども施設入園課

平成 年 月 日

住 所:足立区		
保護者氏名:		電話番号:
児童名	生年月日	保育施設名
	平成 年 月 日生	
	平成 年 月 日生	

	依頼理由(該当する番号に○をしてください)	必要な添付書類(コピー)
1	<b>同一世帯内に障がい者(児)</b> がいて、①②の両方を満たす世帯 ①保育料がB階層、C階層からD4階層及びD5階層で区民税所得割額が <b>77,101円未満</b> ② <b>上記の保育料軽減措置を受けていない世帯</b>	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、国民年金の障害基礎年金受給証書で該当するもの
2	<b>多子世帯</b> (生計を一にする世帯内で、保育施設を利用する子を含め2人以上の子がいる世帯)で、③④の両方を満たす世帯 ③保育料がB階層、C階層からD3階層及びD4階層で区民税所得割額が <b>57,700円未満</b> {区立認定子ども園(短時間利用)、私立認定子ども園(短時間利用)の場合は77,101円未満}の世帯 ④ <b>以下の別居の子を含めて保育料軽減措置を受けていない世帯</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                         寮生活など、生計同一でも別居の子がいる場合はご記入ください。                          氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日生                     </div>	入園第一係～入園第三係にお問い合わせください。
3	その他、生活保護法に規定する要保護者など	

【提出先・問合せ先】足立区 子ども施設入園課 入園第一係～入園第三係

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 電話:03(3880)5263